

吉祥寺図書館の指定管理者制度に関する経緯について

1. 吉祥寺図書館設置の経緯及び現状

昭和60年の第二期長期計画・第一次調整計画において、市内3駅勢圏に図書館を1館ずつ設置する3館構想が示され、その後中央図書館、吉祥寺図書館、西部図書館の3館を運営してきた。その後、平成24年度より西部図書館は、その機能を複合施設である武蔵野プレイスに移転し、指定管理者制度で運用をしている。

現在の吉祥寺図書館は、蔵書数、貸出数、予約件数といった図書館の主要指標において、他市の地域図書館に比べても同等以上の水準を有する。利用者に関しても、平日昼間においては高齢者、夕方以降は学生やビジネスパーソンの利用が多く、土日休日はこれに親子連れの子育て世代が加わり、多様な層で賑わう図書館である。しかし施設規模が小さいために、中央図書館のような蔵書数及びそれに付随するレファレンス機能、武蔵野プレイスのような多様な活動を支援する複合機能を有することができず、現状では平均的な図書館と言える。

2. 3館の利用状況（平成21年度及び25年度実績）

内容		平成 21 年度	平成 25 年度	増加率
登録者数	市内	51,552	65,403	26.9%
	市外	36,871	67,173	82.2%
	合計	88,423	132,576	49.9%
貸出数	中央	919,619	770,548	-16.2%
	吉祥寺	460,755	397,278	-13.8%
	西部→プレイス	315,352	894,551	183.7%
	合計	1,695,726	2,062,377	21.6%
AV貸出数	中央	82,968	78,309	-5.6%
	吉祥寺	31,493	26,875	-14.7%
	西部→プレイス	2,638	10,211	287.1%
	合計	117,099	115,395	-1.5%
蔵書冊数	中央	511,855	583,200	13.9%
	吉祥寺	97,677	92,668	-5.1%
	西部→プレイス	87,087	161,900	85.9%
	合計	696,619	837,768	20.3%

3. 吉祥寺図書館についての個別計画等の記載について

【武蔵野市行財政改革アクションプラン（平成 25～28 年度）】

武蔵野プレイスの検証を踏まえ、武蔵野プレイス以外の 2 館についても、指定管理者制度導入を図っていく。

【武蔵野市図書館基本計画（H22 年 4 月）】

他の 2 館の運営形態に関しても、武蔵野プレイスの運営状況を見極めた上で、適切な図書館サービスを提供しうる人材の育成、確保、専門知識の継続的な蓄積といった視点を重視し、望ましい管理・運営形態のあり方について検討を進めます。

4. 討議要綱の記載

地域における様々な資料・情報の収集・整備やレファレンス・サービスの向上等によって、市民の学びや課題解決を支援する取り組みを強化する。多様化する市民ニーズに対し効果的・効率的に対応していくため、中央図書館を中核とした図書館のあり方を確立し、吉祥寺図書館についても、指定管理者制度の導入を図る。

5. 討議要綱の意見交換会等における意見について

主な意見	回答（対応方針）
<p>図書館は指定管理者制度になじまないと考えている。討議要綱は、指定管理者制度になることがもう決まっていると読み取れる。中央図書館は直営で押さえているのか。武蔵野市の図書館制度そのものをきちんとすることが先で、簡単に指定管理者制度を考えてほしくない。</p>	<p>今後策定委員会の中でも議論するが今はまだ検討段階で、指定管理者にすることありきでやっていることではないと考えている。 まずは吉祥寺図書館の指定管理者化について検討する。今すぐに中央図書館に指定管理者制度を導入するという話はないが、今後はしないと決めているわけでもない。プレイスの検証もした上で考えていくべき重大な問題だ。</p>
<p>「吉祥寺図書館についても、指定管理者制度の導入を図る」と書いてあるのは、導入を図ることを計画として提示されているのではないか。</p>	<p>討議要綱は、方向性を提示して意見を求めるもの。今後の過程で、策定委員会としてどう進めていくべきか、表現も含めて改めて検討する必要があると考えている。市としては、吉祥寺図書館を指定管理者にすることで、さらにサービス改善できるのかどうかを検討しなければならないと考えている。</p>
<p>吉祥寺図書館についても指定管理者制度の導入を図るという記述は、どういふ議論の経過があったのか伺いたい。</p>	<p>吉祥寺図書館の機能が現在単なる貸し館業になっているのであれば、そのこと自体を見直さなければならない。今、全国の大学でも、学校の図書館も見直しが行われてきている。それから書籍のネッ</p>

<p>管理者制度導入というのが、民間ももし入ってくるとなると、弊害が大きくなる。民間の導入というのも含めての議論なのか。 民間参入による弊害はないのか。</p>	<p>ト化ということも随分起こっている。そのような方向性も含めて検討すると認識している。</p> <p>プレイスでの指定管理者の工夫によって、非常に図書館自体も多くの方に喜んで利用していただいているという実績がある。吉祥寺図書館についても、さらにサービスを向上していくために、指定管理者制度の導入を図る。また、民間事業者の参入もあり得る。</p> <p>26 年度に指定管理者についての見直しを行い、結果として民間事業は入っていない。今後検討する中でも、前回の評価の手法や評価の判断の基準は、前回の判断基準をそのまま継続していきたい。</p>
<p>指定管理者制度を導入することを目的化した記載になっている。</p>	<p>表現については、策定委員会にもう一度持ち帰って議論をさせていただきたい。</p>

〈平成 26 年文教委員会「財政援助出資団体の運営状況等のヒアリングについて」の行政報告より〉

議員：「公立図書館運営形態の在り方の検討を踏まえたうえで、新たに武蔵野プレイス運営者との関係の在り方を主管として確立して関与していく」となっています。今後は、図書館とプレイスのあり方について、どういう方向を議論していこうとしているのか。

教育部長：プレイスと図書館の関係ですが、まずは吉祥寺図書館について、プレイスも運営されてから 3 年たちましたので、その運営状況の推移を見ながら図書館の指定管理も含めて、その運営のあり方について検討を、図書館側のほうで始めています。当然、プレイスについては図書館機能以外の機能もありますので、その関係も見ながら、プレイスの職員もその検討にかかわっていただきながら、今後、市としての方針を確立していきたいと考えております。